

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

地域福祉計画は「地域福祉を推進するための仕組みをつくるための計画」で、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市が策定します。

地域福祉活動計画は、同法第 109 条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている「社会福祉協議会」が中心となり策定する、民間の行動計画です。

現行の第 2 次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画は 2019 年度から 2023 年度までを計画期間としており、令和 4、5 年度（2022、2023 年度）の 2 年間で次期計画（第 3 次）の策定を予定しています。

※地域福祉とは

わたしたちは地域において、様々な問題や困りごとに日々向き合い、解決しながら生活しています。

そのなかには、自分たちで解決できずに困っており、支援を必要としている人がいます。地域福祉とは、こうした様々な課題に対して、市民・団体・事業者・行政などが協働して解決に取り組み、住み慣れた地域において誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取組のことをいいます。

2 地域福祉計画策定の趣旨、視点について

本市では、2014 年 9 月に第 1 次地域福祉計画・地域福祉活動計画、2019 年 3 月に第 2 次計画を策定しています。第 1 次計画では人口増加の一方、地域社会とのつながりの希薄化、独居高齢者の増加など、地域の力、家族の力が低下しているのではという視点から、地域のみなさんがお互いに関心を持つ「おせっかいさん」が活躍するまちづくりを推進してきました。第 2 次計画では、既存のサービスだけでは対応しきれない「制度の狭間」といわれる新たな課題の顕在化に対応するため、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指してきました。

第 3 次計画の策定にあたり、基本的には第 2 次計画を継承するとともに社会福祉法改正や制度変更など、本市を取り巻く状況の変化も踏まえ、重層的支援体制整備事業などの新たな視点も取り入れていきます。

3 計画の位置づけ

長久手市地域福祉計画は、社会福祉法第 4 条に規定する地域福祉を推進するために策定する計画であり、各福祉に関する計画の上位計画です。「地域福祉活動計画」と協働して策定し、実効性を高めるものとします。また、地域自殺対策計画、重層的支援体制整備事業実施計画、権利擁護支援計画についても地域福祉として一体的に展開することが望ましいことから、協働して策定します。

